

金融商品会計の現状分析

——企業アンケートを中心に——

伊藤 秀俊

1. はじめに

筆者は、2008年4月上旬、わが国の上場企業950社⁽¹⁾（任意抽出）に対して金融商品会計の実態、とりわけ時価会計の実態を知るために、下記のような質問項目をアンケートとして送付した。その目的は、企業会計の透明性を高めるために、そして株主・投資家の意思決定有用性を高めるために導入された時価による測定が、果たして本当に透明性を高めるべく信頼できる結果をもたらしているのかという点を確認したかったからである。また、企業の立場に立脚した場合には、企業の時価測定のコストや負担の上昇、そして時価情報の信頼性への憂慮といった事態を重視し、それらを改善する仕組みが必要であるとの趣旨をアンケートの冒頭でのべた。

このアンケートは2008年3月決算に関わる作業に忙殺される時期（4月上旬発送）に行ったものの、有効回答数121社と回答率は12.7%になり、個人が行ったアンケートとしてはまずまずの状況であった。

また、このアンケートの回答について分析を行っているさなか、案の定アメリカ発のサブプライムローン問題が表面化し、さらにはリーマン・ブラザーズの経営破綻と今日の金融危機および実体経済の悪化が深刻化してきている。時価会計による巨額の損失を表面化させないために、欧米に続いてわが国でも時価会計の緩和措置が検討されているが、果たしてこうした会計上の問題は、時価会計への根本的な不信を招く結果とはならないのか、憂慮すべき事態であると考ええる。

本アンケートは、金融商品会計、退職給付会計、固定資産の減損会計の3つの領域について行ったが、本稿では金融商品会計に焦点を据えてアンケートの結果を公開するとともに若干の分析を加えておく。以下、アンケートの内容とその統計結果、そして分析を、アンケートの順番に即してのべていきたい。なお、アンケートの回収期間は、第一次期限として2008年4月末、第2次期限として同5月末とし、アンケート郵送後に電話での回答依頼を行う形式でアンケートを行った。アンケートに協力して頂いた企業の担当者の皆様にここに謝意を表する次第である。

2. 金融商品会計のアンケート結果

問1 貴社では、次の3つの階層に属する「金融商品」を、金融商品総額を100とした場合、それぞれの階層の金額でどれくらいの割合（パーセント）所有していますか。

なお、第1階層とは、取引所取引のような活発な市場での引き合い価格の金融商品

第2階層とは、（例えば、ディーラー市場での気配値やブローカー市場での気配値、およびロイターなどの情報ベンダー会社の情報）による厚みの薄い市場

での引き合い価格の金融商品

第3階層とは、経営者による見積り価格、類似商品の時価参照、プライシングモデルを利用した理論値などの非常に適正な時価を把握しにくい金融商品

[回答欄] 第1階層金融商品の保有割合 () %
 第2階層金融商品の保有割合 () %
 第3階層金融商品の保有割合 () %
 その他：_____ () %

約 100 %

[問1 回答結果]

	第 1 階 層							
	金 融		建 設 製 造		商 業 サ ー ビ ス		その他 無記名	
	社 数	%	社 数	%	社 数	%	社 数	%
合計 104 社	23	22.1	38	36.5	39	37.5	4	1
業種別回答総数に占める回答数	29	79.3	38	100	47	83.0	7	57.1

	第 2 階 層							
	金 融		建 設 製 造		商 業 サ ー ビ ス		その他 無記名	
	社 数	%	社 数	%	社 数	%	社 数	%
合計 48 社	19	39.6	13	27.1	12	25	4	8.4
業種別回答総数に占める回答数	29	65.5	38	34.2	47	25.5	7	57.1

	第 3 階 層							
	金 融		建 設 製 造		商 業 サ ー ビ ス		その他 無記名	
	社 数	%	社 数	%	社 数	%	社 数	%
合計 40 社	14	35	10	25	14	35	2	5
業種別回答総数に占める回答数	29	48.3	38	26.3	47	30.0	7	28.6

	そ の 他							
	金 融		建 設 製 造		商 業 サ ー ビ ス		そ の 他 無 記 名	
	社 数	%	社 数	%	社 数	%	社 数	%
合計 19 社	4	21.1	6	31.6	4	21.1	2	5
業種別回答総数に占める回答数	29	13.8	38	15.8	47	8.5	7	28.6

問1では、企業が保有する金融商品のうち、第1階層すなわち、取引所取引のような活発な市場での引き合い価格の金融商品をどれぐらい保有しているのか、また第2階層すなわち、（例えば、ディーラー市場での気配値やプロカー市場での気配値、およびロイターなどの情報ベンダー会社の情報）による厚みの薄い市場での引き合い価格の金融商品や、第3階層すなわち、経営者による見積り価格、類似商品の時価参照、プライシングモデルを利用した理論値などの非常に適正な時価を把握しにくい金融商品をどれぐらいの割合で保有しているのかを知るために質問している。

このアンケートでは、おおまかながら各企業を、「金融業」、「建設および製造業」（以下、建設・製造業と表記する。）、「商業およびサービス業」（以下、商業・サービス業と表記する。）、「その他」という4つに区分し、それぞれどのような状況かをみている。なお、「その他」については重要度が低いとみて、以下の分析では割愛することにする。

第1階層は、証券取引所等で実測可能な金融商品を保有している割合を示している。単純な回答合計に占める割合を、業種別回答総数に占める回答数を乗ずることにより、実質的な割合を求めると次のようになる。金融業は $22.1 \times 0.793 = 17.5\%$ 、建設・製造業は $36.5 \times 1 = 36.5\%$ 、商業・サービス業は $37.5 \times 0.83 = 31.1\%$ と、建設・製造業の第1階層の金融商品持分割合が最も多く、ついで商業・サービス業、金融業がこれらの業種の中では最も少ない。ついで、第2階層を同様の実質的割合で比較すると次のようである。金融業は $39.6 \times 0.655 = 25.9\%$ 、建設・製造業は $27.1 \times 0.342 = 9.3\%$ 、商業・サービス業は $25.0 \times 0.255 = 6.4\%$ となり、金融業の持分割合が最も多くなっており、ついで建設・製造業、商業・サービス業の順となっている。さらに、第3階層の場合は、次のような結果となっている。金融業は $35.0 \times 0.483 = 16.9\%$ 、建設・製造業は $25.0 \times 0.263 = 6.6\%$ 、商業・サービス業は $35.0 \times 0.300 = 10.5\%$ となり、やはり金融業の持分割合が最も多くなっており、ついで商業・サービス業、建設・製造業の順となっている。

なお、アンケート回答数121社のうち、第1階層に属する金融商品を保有していると回答した企業数は104社、第2階層に属する金融商品を保有していると回答した企業数は48社、第3階層のそれは40社であり、第3階層の回答数が最も少なかった。上述の実質的割合の数値は、こうした回答数を考慮して、業種ごとに調整したものであることを付言しておく。

問2 貴社では、自社において時価を測定できない「金融商品」を所有していますか。該当する記号を○で囲んで下さい。（単数回答）

- A すべての金融商品の時価を自社で算定している。
- B 自社で時価を算定できない金融商品を所有している。
- C その他_____

〔問2 回答結果〕

	金融		建設 製造		商業 サービス		その他 無記名		合計	
	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%
A	6	20.7	14	38.9	1	3.7	1	14.3	22	22.2
B	22	75.9	20	55.6	20	74.1	5	71.4	67	67.7
C	1	3.4	2	5.6	6	22.2	1	14.3	10	10.1
合計(I)	29	100	36	100	27	100	7	100	99	100%
	29.3%		36.4%		27.3%		7.1%		100%	

問2は、「金融商品」の時価を自社で算定しているのか、あるいは自社で算定できない「金融商品」を所有しているのかについて、その現状を知るべく質問したものである。その結果は、回答数99社のうち67.7%に当たる67社が自社で算定できない「金融商品」を所有していると回答し、業種別で見ると、金融業が最も多く75.9%が自社で算定できない「金融商品」を所有していると回答している。ついで、多いのが商業・サービス業の74.1%、建設・製造業の55.6%の順であった。

なお、この問では、自社において時価を測定できない「金融商品」を所有していますかとしているので、そのような時価を測定できない「金融商品」は所有していないとして、「その他」に該当とした企業が6社あった。また、同じく「その他」に該当すると回答した企業では、ある銀行が次のような回答を寄せている。すなわち「証券会社からの時価情報、リスク管理システムからの算出時価により時価の検証を行っている。」

この時価の検証を行っているかどうかの質問は、問9においてより詳しくしているのでそこで分析していくことにしたい。

この問2で明らかになったことは、どの業種をみても全体として自社で時価を算定できない「金融商品」を所有している企業が過半数を超え、金融業や商業・サービス業では75%ぐらいの企業が該当するとしていることである。

問3 問2でBと回答した会社のみにお聞きします。自社で時価を算定できない「金融商品」はどのようにしていますか。該当する記号を○で囲んで下さい。(複数回答可)

- A 取引先の銀行、アセット・マネジメント会社等が算定し、時価情報を入手している。

- B 取引先以外の銀行、アセット・マネジメント会社等と契約し、時価情報を入手している。
- C 情報ベンダー会社やブローカーから時価情報を入手している。
- D 上記 ABC 以外の専門の会社から、時価情報を入手している。
それはどのような会社ですか。 _____
- E その他： _____

〔問3 回答結果〕

	金融		建設 製造		商業 サービス		その他 無記名		合計	
	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%
A	13	40.6	17	89.5	14	58.3	1	16.7	45	55.6
B	1	3.1	0	0	1	4.2	0	0	2	2.5
C	14	43.8	1	5.3	4	16.7	2	33.3	21	25.9
D	1	3.1	0	0	2	8.3	0	0	3	3.7
E	3	9.4	1	5.3	3	12.5	3	50.0	10	12.3
合計(I)	32	100	19	100	24	100	6	100	81	100%
	39.5%		23.5%		29.6%		7.4%		100%	

問3は、問2でBと回答した企業に対し、自社で保有する時価を算定できない「金融商品」について、どのようにして時価を入手しているか尋ねている。

全体として見た場合に最も多くの回答があったのは、「取引先の銀行、アセット・マネジメント会社等が算定し、時価情報を入手している。」とするもので、55.6%にのぼった。

これを業種別で見ると、建設・製造業が同回答として最も高い割合を示し、89.5%となっている。ついで商業・サービス業が58.3%、金融業の40.6%となっている。すなわち、建設・製造業や商業・サービス業の場合には、自社で保有する時価を算定できない「金融商品」について、取引先の銀行やアセット・マネジメント会社等のいわば金融業に属する企業から時価情報を入手しているといえる。

しかし、金融業の場合には、最も高い回答が、「情報ベンダー会社やブローカーから時価情報を入手している。」とするもので、43.8%となっており、他の業種とは違った結果を示している。同回答について見ると商業・サービス業では16.7%、建設・製造業では、わずかに5.3%にすぎない。

これは、問1の第2階層すなわち、(例えば、ディーラー市場での気配値やブローカー市場での気配値、およびロイターなどの情報ベンダー会社の情報)による厚みの薄い市場での引き合い価格の金融商品を保有しているとの回答として、金融業が最も高い割合を示していたことと関連しているとみてよいであろう。

問4 上記問3でA, B, Dと回答した会社にお聞きします。当該会社は、貴社のグループ企業ですか。該当する記号を○で囲んで下さい。(単数回答)

- A 自社のグループ企業である。
- B 自社のグループ企業ではない。
- C その他：_____

[問4 回答結果]

	金融		建設製造		商業サービス		その他無記名		合計	
	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%
A	0	0	2	9.5	0	0	0	0	2	3.8
B	13	92.9	18	85.7	17	100	1	100	49	92.5
C	1	7.1	1	4.8	0	0	0	0	2	3.8
合計(I)	14	100	21	100	17	100	1	100	53	100%
	26.4%		39.6%		32.1%		1.9%		100%	

問4は、問2で自社で時価を算定できない「金融商品」について、他の金融機関や専門会社から時価情報を入手していると回答した企業に対して、それが自社のグループ企業か、グループ企業ではないのかを尋ねたものである。

その結果は上図表のとおり、「自社のグループ企業ではない。」との回答が圧倒的に多く、全体として見た場合、92.5%の割合を示した。また、業種別で見ても、商業・サービス業は100%、金融業が92.9%、建設・製造業が85.7%とかなり高い割合を示す結果となった。逆な見かたをすれば、自社のグループ企業からは金融商品の時価情報を入手していない、あるいは入手できないという状況を示している。

問5 問1で第3階層の「金融商品」を所有していると回答した会社にお聞きします。当該「金融商品」の時価はどのようにして算定していますか。該当する記号を○で囲んで下さい。(複数回答可)

- A 自社が類似金融商品の時価を参考にして算定している。
- B 自社がプライシングモデルによる理論値によって算定している。
- C 自社が見積りにより時価を算定している。

- D 専門の会社に依頼し、時価を算定している。
それはどのような会社ですか。_____
- E 適正な時価を算定することは不可能であると考えている。
- F その他：_____

〔問5 回答結果〕

	金融		建設 製造		商業 サービス		その他 無記名		合計	
	社 数	%	社 数	%	社 数	%	社 数	%	社 数	%
A	2	6.7	2	14.3	1	10.0	0	0	5	8.8
B	9	30.0	3	21.4	0	0	2	66.7	14	24.6
C	7	23.3	4	28.6	7	70.0	1	33.3	19	33.3
D	5	16.7	2	14.3	2	20.0	0	0	9	15.8
E	1	3.3	1	7.1	0	0	0	0	2	3.5
F	6	20.0	2	14.3	0	0	0	0	8	14.0
合計(I)	30	100	14	100	10	100	3	100	57	100%
	52.6%		24.6%		17.5%		5.3%		100%	

問5は、問1で第3階層の「金融商品」を所有していると回答した会社に対し、当該「金融商品」の時価をどのようにして算定しているか尋ねている。

全体として見た場合に、最も多い回答は、「自社が見積りにより時価を算定している。」とするものであり、33.3%である。ついで多いのは、「自社がプライシングモデルによる理論値によって算定している。」で24.6%、そして「専門の会社に依頼し、時価を算定している。」の15.8%の順となっている。

業種別で見ると、金融業では、「自社がプライシングモデルによる理論値によって算定している。」とする回答が最も多く30.0%、ついで多いのが「自社が見積りにより時価を算定している。」の23.3%、「専門の会社に依頼し、時価を算定している。」の16.7%の順となっている。建設・製造業と商業・サービス業では、この質問に対する回答が少なく前者の建設・製造業では回答が各項目にばらけているが、「自社が見積りにより時価を算定している。」の28.6%が最も高い数値となり、これは商業・サービス業でも同様で、70.0%とかなり高い割合を示している点が特徴的である。

問6 貴社では、これまでに所有する「金融商品」の時価（公正価値）の算定が困難な時案に出会ったことはありますか。該当する記号を○で囲んで下さい。（単数回答）

- A 困難な時案に出会ったことがある。

- B 困難な時案に出会ったことはない。
- C どちらともいえない複雑な状況に遭遇したことはある。
- D その他： _____

〔問6 回答結果〕

	金融		建設 製造		商業 サービス		その他 無記名		合計	
	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%
A	13	44.8	1	2.6	2	4.8	2	33.3	18	15.7
B	15	51.7	33	86.8	39	92.9	3	50.0	90	78.3
C	1	3.4	3	7.9	0	0	1	16.6	5	4.3
D	0	0	1	2.6	1	2.4	0	0	2	1.7
合計(I)	29	100	38	100	42	100	6	100	115	100%
	25.2%		33.0%		36.5%		5.2%		100%	

問6では、これまでに所有する「金融商品」の時価（公正価値）の算定が困難な時案に出会ったことがあるかどうかを尋ねている。この金融商品会計の現状分析のアンケートで、最も知りたかった質問はまさにこの現状についてである。

全体として見ると、115社の回答のうち90社、78.3%の企業は「困難な時案に出会ったことはない。」としているが、「困難な時案に出会ったことがある。」とする回答が18社、15.7%存在していることがわかる。「どちらともいえない複雑な状況に遭遇したことはある。」と回答している企業5社、4.3%を加えると23社、20%の企業が「金融商品」の時価の算定で何らかの困難あるいは複雑な時案に遭遇していることが明らかとなった。

業種別でみると、金融業の場合にやはり特徴的な数値が現れている。すなわち、「困難な時案に出会ったことはない。」と回答している企業は約半数の29社中15社で、51.7%であり、「困難な時案に出会ったことがある。」とする企業が13社、44.8%、「どちらともいえない複雑な状況に遭遇したことはある。」が1社、3.4%である。つまり、金融業ではほぼ半数の割合で時価の算定においてそれが困難あるいは複雑な時案に遭遇しているのである。これに対し、建設・製造業では38社中33社、86.8%、また商業・サービス業では42社中39社、92.9%という高い割合で、「困難な時案に出会ったことはない。」と回答している。

問7 問6でAまたはCと回答した会社にお聞きします。

その具体的な時案となった金融商品がどのような金融商品であったか、具体的に御記入願います。

〔具体的な金融商品〕

〔問7 回答結果〕

問7では、問6で「金融商品」の時価（公正価値）の算定が「困難な時案に出会ったことがある。」と回答した企業にその具体的な金融商品を挙げてもらったものである。企業名は公表できないが、具体的な金融商品名を列挙すると以下のようなものである。なお、回答企業ごとに記されたまを列挙するので、一部重複するものがあることをお断りしておく。

まず、回答として「困難な時案に出会ったことがある。」とした企業が挙げている金融商品名を記す。

「仕組み債、仕組みローン、クレジット・デフォルト・スワップを組み込んだ複合金融商品、開発型不動産ファンド、貸出金等、仕組み債、市場で取引が成立していない証券化商品、金融派生商品、有価証券の仕組み債（日経リンク債など）、デリバティブを内包した複合金融商品、債務超過となった非上場株式、有価証券ではCDO、RMBSなど、金融派生商品ではエキゾチック・デリバティブ等、自社で組成した証券化商品、あるいは特定社債等についてマーケットがほとんど無いにも関わらず、流動性プレミアムを見積もる必要があったこと。ゴルフ会員権、業種柄、保有する金融商品が多岐にわたっているため回答は差し控えさせていただきます。」といったものであり、無回答としている企業もあった。

さらに、回答として「どちらともいえない複雑な状況に遭遇したことはある。」と回答した企業では、つぎのような具体例が挙げられている。

「複合金融商品、複合金融商品に該当する場合の貸出金、優先株式の購入条件が複雑だった案件、非上場株式」である。

問8 問1でのべた第3階層に属する金融商品の時価信頼性を確保するためのそのシステムについてお聞きします。該当する記号を○で囲んで下さい。（単数回答）

- A コストや負担を度外視しても現在より信頼性を確保したシステムを構築したい。
- B コストや負担が可能な範囲であれば、より信頼性を確保したシステムを構築したい。
- C コストや負担が現在よりも増えるのであれば、より信頼性を確保したシステムの構築はあきらめる。
- D 信頼性を確保するシステムよりもコストや負担をさらに軽減することの方が重要である。

〔問8 回答結果〕

	金融		建設 製造		商業 サービス		その他 無記名		合計	
	社 数	%	社 数	%	社 数	%	社 数	%	社 数	%
A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	16	80.0	15	83.3	8	57.1	2	40.0	41	71.9
C	2	10.0	3	16.7	4	28.6	0	0	9	15.8
D	2	10.0	0	0	2	14.3	3	60.0	7	12.3
合計(I)	20	100	18	100	14	100	5	100	57	100%
	35.1%		31.6%		24.6%		8.8%		100%	

問8では、問1でのべた第3階層に属する金融商品の時価信頼性を確保するためのそのシステムについて、コストや負担との関連性をどのように考えているか尋ねている。

全体として見た場合には、予想通り「コストや負担を度外視しても現在より信頼性を確保したシステムを構築したい。」と回答した企業は0で、皆無であった。最も多い回答は、「コストや負担が可能な範囲であれば、より信頼性を確保したシステムを構築したい。」とするもので、全体の71.9%がこの回答であった。

また、時価の信頼性を確保することとそのためのコストや負担を比較考慮した場合に、前者の信頼性よりも、後者のコストや負担をより重視するとの回答、すなわち「コストや負担が現在よりも増えるのであれば、より信頼性を確保したシステムの構築はあきらめる。」と「信頼性を確保するシステムよりもコストや負担をさらに軽減することの方が重要である。」とを回答した合計の割合は、28.1%と約3割近くにのぼった。

このような回答の結果からいえることは、企業にとって時価の信頼性を確保することとそのためのコストや負担との関連性は密接不可分であるということである。

業種別でみると、金融業では「コストや負担が可能な範囲であれば、より信頼性を確保したシステムを構築したい。」と回答した企業が最も多く80.0%、また建設・製造業でも83.3%、商業・サービス業では57.1%と最も高い割合を示した。しかし、上述のように信頼性よりもコストや負担を重視する企業も少なからずあり、コストや負担がどの程度ならば許容範囲なのか、時価の見積りや理論値の算定などにかけているコスト負担の実態を知る必要があるように思われる。

問9 問1でのべた第3階層に属する金融商品の時価信頼性を確保するためのそのシステムについてお聞きします。

測定された時価の検証あるいは再測定をどのようなかたちで行っていますか。該当する記号を○で囲んで下さい。(単数回答)

A 自社の中に当該時価の検証ないし信頼性確保を目的とした専門部署を設置し、そこで時価の検証ないし再測定を行っている。

- B 自社以外の専門会社に時価の測定を依頼し、その測定結果を自社で検証ないし再測定を行っている。
- C 自社で時価の測定を行い、その測定結果を別の専門会社で検証してもらい、信頼性を確保している。
- D 自社以外の複数の専門会社に時価の算定を依頼し、それら両社の時価が同一になることを確認する形式を採用している。
- E 依頼した専門会社を信頼し、再度同じ会社に時価の検証ないし再測定を依頼している。
- F その他の方法を採用している。_____

〔問9 回答結果〕

	金融		建設 製造		商業 サービス		その他 無記名		合計	
	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%
A	8	42.1	1	7.7	5	41.7	1	33.3	15	31.9
B	2	10.5	2	15.4	2	16.7	1	33.3	7	14.9
C	3	15.8	0	0	1	8.3	0	0	4	8.5
D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E	0	0	3	23.1	1	8.3	0	0	4	8.5
F	6	31.6	7	53.8	3	25.0	1	33.3	17	36.2
合計(I)	19	100	13	100	12	100	3	100	47	100%
	40.4%		27.7%		25.5%		6.4%		100%	

問9では、問1でのべた第3階層に属する金融商品の時価信頼性を確保するためのそのシステムについて、測定された時価の検証あるいは再測定をどのようなかたちで行っているかを尋ねたものである。

しかし、この間に対する回答数は極めて低く、121社中47社（回答率38.8%）しか回答が得られなかった。しかも、全体として見た場合、最も多いのが「その他の方法を採用している。」とするもので17社、36.2%となっており、そもそも金融商品の時価の検証や再測定をどのようなかたちで行っているのかとの前提で質問項目を設定したのが、実態と乖離していたのかもしれない。すなわち、金融商品の時価の検証や再測定を行うシステムが機能していないという現実があるものと思われる。事実、「その他の方法を採用している。」と回答した企業の場合、「検証・再測定は行っていない。」「検証は行っていない。」「簡易なアンケートを行っているが、数値の検証は行っていない。」

「行っていない。」、「必要性なし。」、「特に検証は行っていない。」といった記述が目立っている。他方、つぎのように一定の検証の努力をしている企業もある。例えば、「他の同種の有価証券との比較や格付け状況等の外部情報などを活用し、自社内で確認している。」、「依頼会社は専門スキルがあるので信用しており、当社では可能な範囲で検証している。」、「自社の経理部門等で算定し、監査法人の会計監査等のチェックを受けている。」、「専門部署では無いが、自社内で検証している。」といった回答も見られる。

業種別でみると、全体としてバラけているが、金融業と商業・サービス業では、「自社の中に当該時価の検証ないし信頼性確保を目的とした専門部署を設置し、そこで時価の検証ないし再測定を行っている。」と回答している企業が最も多く、金融業が42.1%、商業・サービス業が41.7%となっている。しかし、いずれも過半数には届いておらず、既述のような回答総数の少なさと「その他の方法を採用している。」との回答からも窺えるように、時価の検証と再測定システムが現時点ではまだ採用されていない企業が多いように推察される。

問10 問1でのべた第3階層に属する金融商品の時価信頼性を確保するためのそのシステムについてお聞きします。測定した時価を検証あるいは再測定しない理由を回答して下さい。該当する記号を○で囲んで下さい。(複数回答可)

- A 測定した専門会社を信頼しているから。
- B 長きにわたって同じ専門会社に依頼し、信用があるから。
- C 再測定や検証するのに、新たなコストや負担が生じるから。
- D 時価は原価と異なり、多少の誤差があってもよいと考えているから。
- E 測定の専門会社に一度算定してもらえば、それで十分と考えるから。
- F その他： _____

〔問 10 回答結果〕

	金融		建設 製造		商業 サービス		その他 無記名		合計	
	社 数	%	社 数	%	社 数	%	社 数	%	社 数	%
A	3	25.0	4	28.6	5	33.3	1	50.0	13	30.2
B	0	0	2	14.3	0	0	0	0	2	4.7
C	3	25.0	4	28.6	3	20.0	0	0	10	23.3
D	0	0	1	7.1	2	13.3	0	0	3	7.0
E	1	8.3	2	14.3	3	20.0	0	0	6	14.0
F	5	41.7	1	7.1	2	13.3	1	50.0	9	20.9
合計(I)	12	100	14	100	15	100	2	100	43	100%
	27.9%		32.6%		34.9%		4.7%		100%	

問 10 では、問 1 でのべた第 3 階層に属する金融商品の時価信頼性を確保するために、測定した時価を検証あるいは再測定しない理由を尋ねている。

この問も第 3 階層の金融商品を所有する企業が前提であることから、回答総数は少ない。全体として見ると、「測定した専門会社を信頼しているから。」が最も多く 30.2%、ついで「再測定や検証するのに、新たなコストや負担が生じるから。」が 23.3%であり、業種別で見た場合にも同様の結果となっている。なお、「その他」の回答としては、「会計監査において妥当性の検証が行われているから」、「証券会社からの時価情報・リスク管理システムの算出時価との比較により検証している。長年にわたり使用し、信頼に足ると考えている。」、「適正な計算式をシステム化し、自動計算していることから、再測定の必要はない。」という回答がなされている。

問 11 すべての会社にお聞きします。金融商品、とりわけ第 3 階層に属する金融商品の時価信頼性を高めるシステムを構築することは企業の「内部統制」上、必要不可欠とご考えですか。該当する記号を○で囲んで下さい。(単数回答)

- A 「内部統制」上、必要不可欠と考える。
- B 「内部統制」のレベルで考慮しなければならないと考えるが、現時点では困難である。
- C 「内部統制」のレベルで考慮する必要が無いと考える。
- D その他： _____

〔問11 回答結果〕

	金融		建設 製造		商業 サービス		その他 無記名		合計	
	社 数	%	社 数	%	社 数	%	社 数	%	社 数	%
A	9	30.0	12	32.4	2	4.1	2	40.0	25	20.7
B	11	36.7	13	35.1	25	51.0	0	0	49	40.5
C	4	13.3	8	21.6	14	28.6	3	60.0	29	24.0
D	6	20.0	4	10.8	8	16.3	0	0	18	14.9
合計(I)	30	100	37	100	49	100	5	100	121	100%
	24.6%		30.6%		40.5%		4.1%		100%	

問11では、とりわけ第3階層に属する金融商品の時価信頼性を高めるシステムを構築することが企業の「内部統制」上、必要不可欠と思うかどうかを尋ねている。

全体として見た場合、最も多い回答は「『内部統制』のレベルで考慮しなければならないと考えるが、現時点では困難である。」とするもので40.5%、また「『内部統制』上、必要不可欠と考える。」とする企業が20.7%あり、これらの「内部統制」上、考慮すべきであるとする企業の合計は、61.2%にのぼることがわかる。これに対して、考慮する必要が無いとする企業は24.0%であるから、総じて「内部統制」上、考慮すべきとしていることが窺えよう。ただし、現時点では困難であるとしている回答が最も多く、この問題は測定上の信頼性を確保するシステムの確立と大きく関わっているものと思われる。

なお、「その他」の回答としては、つぎのようなことがのべられている。「専門会社からの時価を正確に反映させる内部統制が必要。時価の信頼性は、依頼会社での内部統制で対応していると思われる。」、「必要だと考えるが、第3階層に属する金融商品を保有することは考えてはいないので、特に意見をもちあわせていない。」、「コストや負担を考慮した上で、対応していくことが不可欠と考える。」、「現状では重要性が高くないため必ずしも必要はない。」、「個社の事情により判断すべき。」、「時価の信頼性確保は、内部統制上不可欠であるが、システム構築の有無は別課題である。」、「時価評価の難しい証券化商品を現状保有する予定はないのでコメントしづらいが、もし保有するとしたら必要と考える。」、「現状システムで監査法人による監査で問題になったことがない。」、「現状でも適性と考える。」という諸見が記されている。

問12 上記問11で「現時点では困難である。」と回答した会社にお聞きします。その困難な理由とは何ですか。該当する記号を○で囲んで下さい。(複数回答可)

- A コストや負担が大きい。
- B 時価の検証や信頼性を高めるシステムが無い。

- C 世界各国に子会社を有するので、すべての連結子会社を想定すると、カバーしきれない。
- D 「内部統制」は厳格なシステムにしていくが、このシステムの中に金融商品会計の時価の検証や信頼性の確保を含めるのは難しい。
・難しい理由 _____
- E その他： _____

〔問 12 回答結果〕

	金融		建設 製造		商業 サービス		その他 無記名		合計	
	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%
A	7	50.0	7	36.8	6	35.3	0	0	20	40.0
B	6	42.9	7	36.8	10	58.8	0	0	23	46.0
C	0	0	3	15.8	0	0	0	0	3	6.0
D	0	0	2	10.5	1	5.9	0	0	3	6.0
E	1	7.1	0	0	0	0	0	0	1	2.0
合計(I)	14	100	19	100	17	100	0	0	50	100%
	28.0%		38.0%		34.0%		4.1%		100%	

問 12 では、上記問 11 で「現時点では困難である。」と回答した会社にその困難な理由とは何かを尋ねている。金融商品、とりわけ第 3 階層に属する金融商品の時価信頼性を高めるシステムを構築することが企業の「内部統制」上、必要不可欠と思うかとの間に、「『内部統制』のレベルで考慮しなければならないと考えるが、現時点では困難である。」と回答した 49 社にその困難な理由を質問している。なお、回答数は 50 社となり 1 社が誤回答しているが、それを含めた統計となっていることとお断りしておく。

全体として見た場合、最も多い回答は「時価の検証や信頼性を高めるシステムが無い。」との回答が最も多く 46.0%、ついで「コストや負担が大きい。」の 40.0%とこの 2 つの回答で大半を占めていることがわかる。

業種別で見た場合にも、やはりこれらの 2 つの回答が大部分を占めているが、商業・サービス業では「時価の検証や信頼性を高めるシステムが無い。」が若干高い割合を占めている。

質問の D の難しい理由については、つぎのような意見がみられる。「PBO の算定根拠では確認できるが、それ以上はシステム上無理であるため。」、また質問 E の「その他」では「時価算定について具体的かつ明確な指針が無いため、客観的な前提条件を設定しづらい。このような状況の中、効率的なシステム投資ができるとは考えにくい。」という見解が見られる。

3. おわりに

以上のアンケートの結果から、重要な事実が明らかになったと思われる。すなわち、問6の質問で、115社の回答のうち90社、78.3%の企業は時価の測定上「困難な時案に出会ったことはない。」としているが、他方で「困難な時案に出会ったことがある。」とする回答が18社、15.7%存在していること。そして、「どちらともいえない複雑な状況に遭遇したことはある。」と回答している企業5社、4.3%を加えると23社、20%の企業が「金融商品」の時価の算定で何らかの困難なあるいは複雑な時案に遭遇しているのである。

そこで問題となるのが、時価の測定結果の信頼性が確保されているのかという点である。とりわけ問題となるのは、既述のような第3階層に属する金融商品、すなわち経営者の見積り値や理論値などの予測値を検証の仕組みを持たないまま財務諸表の数値として使用することにある。

もとより、会計数値の信頼性については、筆者は厳格な意味では実測値および検証可能な類似値と考えるのが企業のすべてのステイクホルダーにとって有用な会計情報になると考えている。ところが、現状では株主・投資家のためだけに特化した意思決定に有用な会計情報を提供するという現実があり、様々な予測情報が会計情報としてまかり通っているのである。今日の金融危機の根因の一つには、こうした安易な考えで予測情報を認めるという金融システム及び会計システムが存在したことも挙げられるのではないであろうか。例えばデリバティブのひとつであるクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）は、企業の信用リスクや破綻リスクを対象とするデリバティブであるが、この取引の2008年6月末における残高は、全世界で54兆ドルも存在するといわれ、米証券リーマン・ブラザーズの経営破綻で巨額の損失が発生したことが知られている（日本経済新聞、2008年10月17日）。

このCDSに代表されるように、今日のデリバティブは企業破綻などあらゆる事象を対象にする金融派生商品（デリバティブ）が急拡大し、市場リスクは複雑になった。さらに証券化商品など市場取引の少ない資産にも時価評価原則が適用されるようになった。これまで利用していたリスク管理術が通用しなくなった（日本経済新聞、2008年、10月6日）のである。慶応義塾大学教授の池尾和人氏は、サブプライムローン問題の場合、意識的に複雑な金融商品を作り出し、買い手を幻惑し、投機に走らせるような不公正取引が横行した点に一番の問題があったと述べている（日本経済新聞、9月18日）。また、神奈川大学教授の酒井良清氏は、1990年代に急速な進展をみた金融工学の技術は、証券化商品を作ることで、これまで取引相手ではなかった海外の金融機関からの資金を取り込むといった、金融取引の効率化を促した。一方、複数の債権を組み合わせた証券化商品に含まれているリスクは投資家に伝わらず、効率化の代償として非対称情報の深刻化という副作用を引き起こした（日本経済新聞、2008年10月21日）と分析している。

こうした複雑化したデリバティブや証券化商品などを、見積り値や理論値で算定することは極めて困難であることも問題であろう。例えばデリバティブの場合、「理論価格もどこまで引き下げて評価すれば妥当なのかという基準を示すのは難しい（大手監査法人）。実現損と異なり、時間とともに損失は膨らみがちになる（日本経済新聞、2008年、4月12日）」といわれているし、また証券化商品にしても「数千ものローン債権を組み込んだ商品もあるだけに、その算定作業は極めて難しい（日本経済新聞、2008年4月12日）」のが現実なのである。

欧米や日本では、CDSを念頭においた精算機関の設立を検討しはじめているようであるが、はたしてその手立ては現実のすべての金融商品について測定可能な仕組みとなるのであろうか。

そもそも、IASBは、その「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」において、「測定の信頼性」をつぎのようにのべている。「多くの場合、原価又は価値は見積もらなければならない。合理的な見積りの採用は、財務諸表の作成に必要不可欠であり、その信頼性を損なうものではない。しかし、合理的な見積りができない場合には、当該項目は貸借対照表又は損益計算書に認識されない（IASB, IASCF, パラグラフ 86 項, ASBJ, 国際財務報告基準, レクシスネクシス・ジャパン, 2008 年）。」また、FASB にあっては、その Statements of Financial Accounting Concepts において、つぎのようにのべている。「信頼性とは、コストを考慮に入れることを前提に、少なくとも重要かつ実行可能な範囲での情報の十分性を意味している。（中略）十分性とは常に相対的なものにならざるを得ない。（FASB, SFAC, パラグラフ 79 項, 平松一夫・広瀬義州訳, 『FASB 財務会計の諸概念』, 中央経済社, 2004 年）。」また別のパラグラフではつぎのようにものべている。「本ステートメントで信頼性について議論する場合には、ある程度専門的知識をもった情報利用者（第 36—第 41 パラグラフ）、例えば、財務報告によって提供される情報はしばしば正確というよりもむしろ多くの見積り、分類、要約、判断、および配分を伴う概算的な測定値からできていると理解している情報利用者を前提としている（FASB, SFAC, パラグラフ 64 項, 同上書）。」

このように IASB や FASB では、「測定の信頼性」を正確性よりも概算的な予測値として考えており、相対的な信頼性としてみなしているのである。このように規定することで、上述のような第 3 階層に属する金融商品に対する経営者による見積り値や理論値等による予測値が時価として認められる基礎的前提を付与しているともいえよう。

わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）が 2006 年 12 月に公表した討議資料、「財務会計の概念フレームワーク」では、パラグラフ 6 項で「信頼性とは、中立性、検証可能性、表現の忠実性などに支えられ、会計情報が信頼に足る情報であることを指す。」とのべ、さらに同第 7 項では、「（中立性の規定を略す。）また、利益の測定では将来事象の見積りが不可欠であるが、見積りによる測定値は、誰が見積もるのかによっても、大きなばらつきが生じることがある。このような利益情報には、ある種のノイズが含まれており、見積りのみに基づく情報を投資家が完全に信頼するのは難しい。そのような事態を避けるには、測定者の主観には左右されない事実に基づく財務報告が求められる（検証可能性）（以下、表現の忠実性の規定を略す。）」とのべており、信頼性を支える概念として検証可能性を明確に挙げている点が注目される。すでに上述の間 9 でも触れたように、わが国の企業の場合には、いまだ時価測定の結果を検証あるいは再測定するという仕組みが定着していないような状況にあると見受けられる。したがって、その意味でもこの検証可能性の意義は、時価の信頼性に与える影響は極めて大きく、今後の時価の検証システム構築のための基礎概念として位置づけていくべきである。

また、こうした検証システムを構築していく上で、企業にとってはそのコストや負担の問題が大きな壁となって立ちはだかる。それは上でのべた間 8 の結果、すなわち「コストや負担が可能な範囲であれば、より信頼性を確保したシステムを構築したい。」と回答するものが、全体の 71.9% にもなったことに如実に現れているといえよう。

トヨタファイナンシャルサービス社のバイスプレジデントである今井範行氏は、筆者に対する書

面でつぎのように実務上の現状をのべている。「問題は第3階層である。仕組み債、私募債、モーゲージ、オフバランス（オプション等）、FOFS（ファンドオブファンズ）における私募投信などがこれに該当するが、現実には、ブローカー等の提示の時価をそのまま採用するケースが多い。これらについて、第3社の監査を個別に受けることも考えられるが、昨今のファンドビジネスにおける厳しい価格競争（例えばノーロード投信の普及傾向、手数料率に対する投資家の感応度向上等）においては現実性を欠く側面があり、実際に行われているケースは少ない。（その他の記述については略す。）」というように、実際の実務では、コストや負担が重しとなり、厳しい価格競争にさらされている現実がある。

以上のべてきたように、時価の測定が困難な時案を経験している実態があることを重視し、時価会計、とりわけ金融商品の時価会計における信頼性を確保した総合的検証システムを、早期に構築していく必要性があることを提言しておきたい。

（なお、本研究資料を作成するに当たっては、平成20年度名城大学経済・経営学会による研究助成金を受けたことをここに記しておく。）

注

- (1) このアンケートは、当初1,000社に送付する予定であったが、宛先が重複してしまうミスがあり、結果として950社となった。なお、回答して頂いた企業の業種別内訳は、金融業が30社、建設・製造業が22社、商業・サービス業が62社、その他・無記名での回答が7社の合計121社である。